

# 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター定款

## 目次

### 第1章 総則（第1条－第6条）

### 第2章 組織及び業務

#### 第1節 役員及び職員（第7条－第13条）

#### 第2節 理事会（第14条－第17条）

#### 第3節 業務の範囲及びその執行（第18条－第21条）

### 第3章 資本金等（第22条・第23条）

### 第4章 雑則（第24条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、市の医療政策として求められる救急医療、感染症医療、災害時における医療及び高度医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、市内における医療水準の向上を図り、もって市民の生命と健康を守ることを目的とする。

#### （名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）とする。

#### （設立団体）

第3条 法人の設立団体は、岡山市とする。

#### （事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を岡山市に置く。

#### （法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告の方法）

第6条 法人の公告は、岡山市公告式条例（昭和25年市条例第60号）第2条に規定する掲示場に掲示して行う。

## 第2章 組織及び業務

### 第1節 役員及び職員

(定数)

第7条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 6人以内
- (3) 監事 2人

2 法人に、役員として、副理事長1人を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は岡山市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、市長が任命する。

(任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、2年とする。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸

表の承認の日までとする。

4 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第12条 理事長、副理事長、理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職員の任命等)

第13条 法人の職員は、理事長が任命する。

2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程（以下「規程」という。）で定める。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第14条 法人に理事会を置き、役員（監事を除く。）をもって構成する。

(招集)

第15条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の3分の1以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第16条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第17条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

### 第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第18条 法人が設置及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
岡山市立市民病院	岡山市
岡山市立せのお病院	岡山市

(業務の範囲)

第19条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する地域支援を行うこと。
- (3) 医療に関する教育及び研修を行うこと。
- (4) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) 災害等の発生時における医療救護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(緊急の必要がある場合の市長の要求)

第20条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため市長が必要と認める場合に、市長から前条第1号、第4号又は第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施しなければならない。

(業務方法書)

第21条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

### 第3章 資本金等

#### (資本金等)

第22条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により岡山市から法人に対して出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち資産に係る土地及び建物は、別表に掲げるものとする。

#### (解散に伴う残余財産の帰属)

第23条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を岡山市に帰属させる。

### 第4章 雑則

#### (規程への委任)

第24条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程で定める。

#### 附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

#### 附 則

変更後の定款は、平成30年4月1日から施行する。

### 別表 (第22条関係)

#### (1) 土地

地 番	地積 (平方メートル)
岡山市北区北長瀬表町三丁目20番101	18,222.00
岡山市北区北長瀬88番22	361.00
岡山市南区妹尾字西新田850番	1,276.00
岡山市南区妹尾字西新田851番3	1,251.14
岡山市南区妹尾字西新田852番2	1,782.22
岡山市南区妹尾字西新田854番	1,657.00
岡山市南区妹尾字西新田855番	1,890.00

(2) 建物

名 称	所 在 地	延床面積 (平方メートル)
岡山市立せのお病院	岡山市南区妹尾850番地	3,723.30